

奈良市報告第31号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年6月13日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年6月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年2月15日午後8時50分頃、奈良市柏木町地内において、相手方が市道を自転車で走行していたところ、水路上の溝蓋間の隙間ににより転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 165,147円

奈良市報告第32号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年6月13日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年6月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年3月21日午前9時頃、奈良市三条大路三丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 57,780円

奈良市報告第33号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年6月13日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年6月7日

奈良市長 伸川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年4月29日午後7時30分頃、奈良市六条二丁目地内において、相手方が市道を自転車で走行していたところ、穴ぼこにはまり、フェンスに衝突し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 12,273円